

広陵町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 4月 1日
広 陵 町 長
広 陵 町 議 会 議 長
広 陵 町 教 育 委 員 会

広陵町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、広陵町長、広陵町議会議長及び広陵町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「(仮称)広陵町男女共同活躍推進委員会」を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成32年度までに、課長相当職以上の女性職員の割合を、平成27年10月時点の実績（19%）から11%以上引き上げ、30%以上にする。
- ② 平成32年度までに、技術職の採用者の女性割合を、平成27年度の実績（0%）から10%以上引き上げる。
- ③ 平成32年度までに、時間外勤務の総時間を、平成26年度の実績8,377時間から10%以上引き下げ7,539時間以下とする。
- ④ 平成32年までに、一人当たりの年次有給休暇の取得時間を、平成27年の実績の6日と5時間から10日以上に引き上げる。
- ⑤ 平成32年度までに、定年退職を除く職員の離職率を、平成27年度の実績（2.8%）から0%にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成28年度から、人事評価制度の導入とともに各部署において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、部署の男女比、役割分担に捉われない人事配置、事業評価の結果も踏まえ全庁的に業務の平準化を進める。
- ② 平成28年度から育休後や病休後の職員に対して、フレックスタイム制の導入など、ワークライフバランスに資する就業方法を検討する。
- ③ 平成29年度から、女性職員を対象とした外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣する。
- ④ 平成29年度から、各種両立支援制度（育児・介護休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）に関する情報をハンドブック等にまとめ、職員が電子掲示板で常時閲覧できる状態にする。

- ⑤ 平成29年度から、組織として、イクメン・イクボス宣言等男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げ、男性職員の育休や看護休暇の積極的な取得を促す。
- ⑥ 平成29年度から、女性が活躍できる場であることを紹介するホームページやパンフレットを作成し、大学等に積極的なPRを行う。
- ⑦ 現在進めている、毎週水曜日の定時退庁日を各部署の管理職員が職員に対して周知徹底する。

(以上)